

長崎市住民投票条例施行規則

令和 4 年 3 月 3 1 日

規則第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市住民投票条例（令和 3 年長崎市条例第 3 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(実施請求書等)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する実施請求書は、住民投票実施請求書（第 1 号様式）によるものとする。

2 条例第 5 条第 1 項に規定する請求代表者証明書は、住民投票請求代表者証明書（第 2 号様式）によるものとする。

3 条例第 5 条第 1 項に規定する申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（第 3 号様式）によるものとする。

(請求代表者証明書の交付申請の却下)

第 4 条 市長は、条例第 5 条第 1 項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請を却下するものとする。

(1) 請求代表者が条例第 3 条第 2 項の規定に該当するとき。

(2) 条例第 5 条第 2 項の規定による確認ができないとき。

(署名簿等)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する署名簿（以下「署名簿」という。）は、住民投票実施請求者署名簿（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第6条第1項の規定による署名等（次項において「署名等」という。）は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字又はローマ字でし、かつ、判読しうるものとしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、署名等は、視覚に障害を有する者が点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）で自書することができるものとする。

4 条例第6条第2項に規定する請求代表者の委任状は、住民投票実施請求者署名収集委任状（第5号様式）によるものとする。

（審査名簿の調製）

第6条 条例第8条第1項に規定する審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、生年月日等の記載をしなければならない。

2 市長は、審査名簿の調整のために必要な限度において、条例第3条第2項各号のいずれかに該当する者についての情報であって、公職選挙法（法律第100号。以下「法」という。）第11条第3項（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条第4講の規定により準用する場合及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にかかる電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第4項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第29条第1項の規定により選挙管理委員会に通知され、若しくは通報されたもの又は後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）第13条の規定により市長が知り得たものを利用することができる。

3 市長は、審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

4 市長は、条例第 8 条第 3 項の閲覧を開始する日の 3 日前までに閲覧の期間及び場所を告示しなければならない。

（審査名簿の表示等）

第 7 条 市長は、審査名簿に登録されている者が法第 11 条第 1 項若しくは第 252 条若しくは政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定により選挙権を有しなくなったことを知った場合又は審査名簿に登録されている者が死亡したことその他の理由により投票資格者でなくなったことを知った場合には、直ちに審査名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市長は、審査名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあったことを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

（署名簿の縦覧）

第 8 条 市長は、あらかじめ条例第 9 条第 2 項に規定する署名簿の縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。

（住民投票実施の請求等）

第 9 条 条例第 10 条第 1 項に規定する必要署名数を満たしていることを証明する書面は、住民投票実施請求署名収集証明書（第 6 号様式）によるものとする。

2 市長は、条例第 10 条の規定による請求（次項において「請求」という。）があった場合において、その請求が条例又はこの規則で定める方を欠いているときは、3 日以内の期限を付してこれを補正させるものとする。

3 市長は、請求があった場合において、請求代表者が前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしな

いときは、これを却下しなければならない。

（投票資格者名簿の調製）

第 10 条 条例第 13 条第 1 項に規定する投票資格者名簿の登録に係る投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在とする。

2 条例第 13 条第 1 項に規定する投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）には、投票資格者の氏名、住所、生年月日等の記載をしなければならない。

3 前項の規定により投票資格者名簿に記載する事項のうち、住所にあっては市長が別に定める日現在の住所とし、その他の事項にあっては条例第 13 条第 1 項に規定する日現在の事項とする。

4 選挙と同日に住民投票を実施する場合にあっては、法第 19 条に規定する選挙人名簿に登録されているものに係る投票資格者名簿は、当該選挙人名簿をもってこれに代えることができる。

5 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、投票資格者名簿の調製について準用する。

6 住民投票を行う場合において必要があるときは、投票資格者名簿の抄本を用いることができる。

7 市長は、条例第 13 条第 4 項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の 3 日前までに閲覧の期間及び場所を告示しなければならない。

（投票資格者名簿の表示等）

第 11 条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が法第 11 条第 1 項若しくは第 252 条若しくは政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定により選挙権を有しなくなったことを知った場合又は投票資格者名簿に登録されている者が死亡したことその他の理由により投票資格者でなくなったことを知った場合には、直ちに投票資格者

名簿にその旨の表示をしなければならない。

- 2 第7条第2項の規定は、投票資格者名簿の記載の修正又は訂正について準用する。

（投票資格者名簿の登録の抹消）

第12条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者について登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、その者を直ちに投票資格者名簿から抹消し、その旨を告示しなければならない。

（投票資格者名簿の再調製）

第13条 天災事変その他の事故により必要があるときは、市長は、更に投票資格者名簿を調製しなければならない。

（投票区及び投票所）

第14条 条例第14条に規定する投票区及び投票所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住民投票を単独で実施する場合 投票区は法の規定によって行われる各選挙の投票区（平成16年選挙管理委員会告示第19号）のとおりとし、投票所は市長が別に定める。
- (2) 選挙と同日に住民投票を実施する場合 投票区及び投票所は市長が別に定める。

- 2 市長は、選挙の期日から少なくとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

（投票管理者の職務代理者の選任等）

第15条 市長は、条例第15条第1項に規定する投票管理者（以下「投票管理者」という。）に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 2 市長は、条例第 15 条又は前項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

（投票用紙）

第 16 条 投票用紙の様式は、第 7 号様式のとおりとする。

（期日前投票）

第 17 条 条例第 18 条第 1 項に規定する期日前投票は、投票日に法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票について、条例第 12 条第 2 項に規定する告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

（不在者投票）

第 18 条 条例第 18 条第 2 項に規定する不在者投票は、前条の投票人の投票について、政令第 50 条第 1 項に規定する不在者投票施設（船舶を除き、長崎市の区域内に存するものに限る。第 4 項において「不在者投票施設」という。）に入院等していると思込まれる場合に限り、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

- 2 前条に規定する投票人のうち、法第 49 条第 2 項に規定する身体に重度の障害があるものに該当するものの投票については、前条及び前項の規定によるほか、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを法第 49 条第 2 項に規定する郵便等により送付する方法により行わせることができる。

- 3 住民投票の当日に法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人で現に当該住民投票の投票資格を有しな

いものは、条例第 12 条第 2 項の規定による告示があった日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、法第 49 条第 1 項の規定の例により、条例第 18 条の規定による不在者投票を行うことができる。

- 4 第 1 項の規定により不在者投票を行う場合にあっては、不在者投票施設に、不在者投票管理者を置くものとする。

（点字投票）

第 19 条 条例第 18 条第 3 項の規定により点字による投票を行う場合は、投票人は投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は点字投票である旨の表示をした投票用紙（第 8 号様式）を交付しなければならない。

（代理投票）

第 20 条 条例第 18 条第 4 項の規定による代理投票をしようとする者は、投票管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者 2 人をその承諾を得て定め、その 1 人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する欄に○の記号を記載させ、他の 1 人をこれに立ち会わせなければならない。

（投票録の作成）

第 21 条 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 前項の規定による投票録は、第 9 号様式により作成しなければならない。

（投票に関する書類の保存）

第 22 条 市長は、投票に関する書類を審査名簿及びその抄本並びに投票

資格者名簿及びその抄本と併せて、投票日から５年間保存しなければならない。

（繰延投票）

第２３条 天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、市長は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。

２ 市長は、前項の規定により期日を定めたときは、少なくともその５日前に告示しなければならない。

３ 市長は、第１項の規定によりさらに投票の期日を定めた場合においては、関係のある投票管理者及び開票管理者に、直ちにその旨を通知しなければならない。

４ 前各項に定めるもののほか、繰延投票について必要な事項は市長が別に定める。

（開票所及び開票日時の告示）

第２４条 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

（開票管理者の職務代理者の選任）

第２５条 市長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかななければならない。

２ 市長は、条例第２３条第２項又は前条第１項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

（開票）

第２６条 開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所及び期日前投票

所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

- 2 投票の点検が終わったときは、開票管理者は、直ちにその結果を市長に報告しなければならない。

（点字投票の無効投票）

第 27 条 点字による投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 点字用の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (5) ○の記号を用紙の複数の欄に記載したもの
- (6) ○の記号を用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの

（開票録の作成）

第 28 条 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 前項の規定による開票録は、第 10 号様式により作成しなければならない。

（開票録の送付）

第 29 条 開票管理者は、第 26 条第 2 項の規定による投票の点検の結果の報告をする場合においては、併せて開票録を送付しなければならない。

（投票結果の告示等）

第 30 条 市長は、条例第 28 条の規定による告示には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- (1) 投票日の投票資格者数
- (2) 投票総数

- (3) 有効投票数
- (4) 無効投票数
- (5) 確定投票率
- (6) 投票結果

(投票、投票録及び開票録等の保存)

第 3 1 条 市長は、投票の有効無効を区別し、投票録、開票録及び開票に関する書類と併せて、投票日から 5 年間保存しなければならない。

(直接請求等の例による事項)

第 3 2 条 条例及びこの規則に定めるもののほか、住民投票の請求及び発議に関し必要な事項は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）に規定する市町村における直接請求の例により、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、法、政令及び公職選挙法施行規則に規定する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

(委任)

第 3 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。